

POPs 検討委員会第2回会合の結果について 環境省



2006年11月6日から10日までスイスのジュネーブで、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下POPs条約)^{注1}」に基づく第2回POPs検討委員会^{注2}が開催されました。

第2回POPs検討委員会では、(1)2005年に、POPs条約の対象物質への追加が検討された5物質^{注3}(クロルデコン、 α -HCH(リンデン)、ペントブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、パフルオロオクタンスルホン酸(PFOS))について、人への影響・環境への影響の概要をまとめた文章「リスクプロファイル」に基づき、条約対象物質への追加に値する人への影響・環境への影響があるかを評価し、次回会合までに危険性の管理に関する評価案を作成するとともに、(2)新たに提案された5物質^{注4}(短鎖塩素化パラフィン、ペントクロロベンゼン、オクタブロモジフェニルエーテル、 α -HCH及び β -HCH)についてリスクプロファイルを作成することが決定されました。

危険性の管理に関する評価案、リスクプロファイル案作成のために、各締約国からの情報提供が要請されていることから、環境省と経済産業省はこれに関係する情報を2007年1月26日まで募集するとしています。

詳細は環境省ホームページ、2006年12月11日付 報道発表資料をご参照下さい。

当社では、DDT類を中心としたPOPs条約対象物質の分析を行っております。分析をご依頼の際は当社をご利用ください。

(注1)POPs条約とは、環境中での残留性が高いPCB、DDT等12種類の化学物質を対象とした条約で、対象物質の製造・使用禁止、排出削減措置についての国内実施計画の策定、対象物質を含むストックパイアル・廃棄物の適正管理などが盛り込まれており、2004年5月17日に発行しています。

(注2)POPs検討委員会とは、POPs条約第8条に基づき、条約対象物質への追加について検討するため設置された委員会です。

(注3)危険性の管理に関する評価案を作成する5物質については、2007年の第3回会合で、社会経済的な情報を考慮した締約国会議への勧告を検討した上で、2008年開催の締約国会議で、条例対象物質への追加が検討・決定される予定です。

(注4)新しく対案された5物質のうち、 α -HCH及び β -HCHを除く3物質については、第3回会合で健康・環境への影響の有無について検討し、その結果に基づき第4回会合以降に締約国会議への勧告について検討、2009年以降の締約国会議で条約対象物質への追加について検討・決定される予定です。

資料 2006年12月11日付 環境省報道発表資料

EICネット

機器分析箇所 会田祐司